

新東谷調整池の目的外使用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、新東谷調整池（以下「調整池」という。）の目的外使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調整池の概要)

第2条 調整池の概要は、次の各号のとおりである。

- (1) 調整池面積 9,000 m²
- (2) テニス場面積 2,200 m²
- (3) 調整池容量 32,000 m³（運用：27,000 m³）
- (4) 横越流式流入施設
- (5) 排水ポンプ φ300×2台 φ50×1台
- (6) 水門ゲート 1門

(使用許可の範囲)

第3条 調整池の目的外使用に関する許可の範囲は、流山市財務規則（以下「規則」という。）第233条の規定によるほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) スポーツ等を通じ、市民の心身の健全な育成を図るために使用する場合。
- (2) 地域住民の親睦を図り、地域コミュニティを充実する活動のために使用する場合。
- (3) 児童を健やかに育成する活動のために使用する場合。
- (4) 使用期間は、許可日より1年とする。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めた場合は、この限りではない。

(禁止事項)

第4条 次の各号の1に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 活動が営利を目的とすること。
- (2) 調整池内に車両等を乗り入れること。
- (3) 調整池内で、火気を使用すること。
- (4) 調整池内で、喫煙及び飲酒を行うこと。
- (5) 調整池内で管理者の許可を得ずに、仮設物等を設置すること。
- (6) その他、管理者が許可できないと認めること。

(許可期間における使用の一時制限)

第5条 管理者は、次の各号に定める場合は調整池の使用を許可した期間においても、一時的に使用を停止することができる。

(1) 降雨により、調整池に雨水が流入することが予想される場合

(2) 雨水流入により、使用中の安全性が確保できない場合

(3) 調整池の施設点検や除草作業を行う場合

(4) 修繕等、調整池の維持管理等による作業が予定されている場合

(5) その他、利用者の安全が確保できないと管理者が判断した場合

(利用調整委員会)

第6条 管理者は、調整池の目的外使用について利用調整を行う「利用調整委員会」を設置する。

2 利用調整委員会の委員は、新東谷調整池テニス場を継続して利用を希望する者の中から管理者が選任する。

3 利用調整委員会は、公平性を持って調整池の利用調整を行うものとする。また、利用希望者が現在の施設規模、使用可能日数を超える場合は、事前に管理者と協議するものとする。

4 「新東谷調整池利用調整委員会会則」は別に定める。

(使用許可の取り消し)

第7条 管理者は、使用者が取扱要領第4条の各号に該当した場合、及び行政財産使用許可書の許可の条件に抵触した場合は、使用の許可を取り消すことができる。

(使用許可の再申請)

第8条 前条の規定により、使用許可を取り消された者は、取消された日から起算して1年間は使用許可の再申請をすることはできない。但し、管理者が使用許可の取り消しとなった要因を、使用者が改善したと認めた場合は、使用者は再申請することができる。